

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外四名提出、第百六十八回国会衆法第二四号）について、井上信治議員・松本洋平議員・福島豊議員の質問に対し、山井和則が答弁

○井上（信）委員 ありがとうございます。

本当に、介護労働者の賃金の引き上げ、そして労働力の確保ということは大変大きな問題でありますから、そういう意味では、民主党が今回の法案を提出されたその志は、私は多としたいというふうに思います。

しかし、法案を精査いたしますと、今副大臣もお答えいただいたように、残念ながら、本当にこれが実現可能な法案なのだろうか、そして、理念がない、ばらまきの政策と言わざるを得ません。大変残念であります。

ですから、これから、今副大臣が御指摘していただいた点も含めて、少しその法案の中身について御質問させていただきたいと思います。

まず、第一条でありますけれども、「現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金」というふうに明記をされております。しかし、賃金水準が低い産業というものは介護産業だけではございません。賃金が低い産業というものはほかにもあると思いますけれども、そのような産業についてはどのような措置をとっていくのか。もしそういった措置を考えていないということであれば、他の産業に対しては切り捨てていく、これはやはりよくないことだというふうに言わざるを得ません。

介護産業だけ労働者の賃金を引き上げるために、国民一般が払っていただいている大切な税金を投入するというところに合理的な理由があるのでしょうか。ほかの産業でも、やはり低賃金ながら懸命に働いているそういう労働者の方々もたくさんいらっしゃいます。他産業と比べて不公平だというふうに考えます。

さらに申し上げてしまえば、やはり介護労働者の方々に対してのばらまき政策にすぎない、こういった言い方もできるかと思います。無責任のそしりを免れない、そんなことまで言わせていただきますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○山井議員 井上議員、御質問ありがとうございます。

言いたいことは多々ありますが、絞ってお答えします。

井上議員の今の質問、矛盾があるように思います。冒頭で、どれだけ今の介護労働者が厳しい状況に置かれているか、何とかせねばならないということを前半で言いながら、後半では、その介護職員の労働者の賃金引き上げに税金を投入するのはばらまきではないか、無責任ではないか。では、井上議員は、民主党の法案に賛成なんですか、反対なんですか。介護職員の賃金引き上げに賛成なんですか、反対なんですか。

今の質問も、自分で問題点を指摘する前に厚生労働省の見解を聞く。そういう役所、お役人のやり方では先送りになるから、民主党は介護人材確保法という議員立法を出しているわけです。もちろん介護職員だけではありません。障害者の介護職員も非常に厳しい状況、その賃上げも考えております。また、私たちは、最低賃金を千円を目標に引き上げる、そんな法案も出しております。

がん対策法、二年前に審議したとき、これも民主党が議員立法を出しました。

そして、二年前の審議、肝炎に対して医療費助成をしようと言ったときに、役所はどう言いましたか。なぜ肝炎だけを優遇するんですか、不公平ではないかという同じ質問をされました。しかし、逆に、この四月一日から肝炎の医療費助成をしたではありませんか。

つまり、その何が公平か不公平でないかという優先順位をつけることこそが政治家の仕事、政治なんではないでしょうか。

もし不公平というならば、一般の労働者より三割も低い賃金で、私も実習したことがありますが、一日五十人、百人のおむつ交換介助、八割の人が腰痛で苦しんでいる、こういう最もとうとい仕事をしている人が一般の労働者より三割も低い賃金で働いている、これこそ不公平であると思います。

こういうことを放置できないということで、責任を持って、財源を伴ったこの法案を提出させていただきました。

○茂木委員長 山井君、御意見は御意見として、質問には答えてください。

井上委員の方から、賃金水準が低い他の産業への措置はどうしましたかと。答えがございません。

それから、もう一つ申し上げますが、答弁者は質問者に対して質問はできませんので、以降、気をつけてください。

答えてください。

○山井議員 委員長の質問に答えていいんですね、井上議員。

先ほど言いましたように、これは優先順位です。ですから、介護職員の待遇改善の次は障害者の現場の待遇改善もしたい。そしてまた、私たちが今出している最低賃金を千円に引き上げるそういう法案も私たちは通していきたい。順番にやっていきます。

逆に言えば、すべてのことを一斉にできないから、不公平になるから、どれも賃金を上げないというのは、やらないための言いわけにすぎないと民主党は考えます。

○井上（信）委員 提出者の方からの質問には答えるなという委員長の指示ですけれども、一点だけ。民主党の法案には反対であります。それだけお答えしたいと思います。

そして、私が思いますに、先ほど申し上げたように、確かに、介護労働者の賃金の引き上げ、これに努めていく、その理念は多としたいというふうに私も申し上げました。ですから、そこはいいと思うんです。ただ、今回の法案のスキームであるとか手法、財源、こういったことに対して現実性がない、そういう指摘でありますので、そこは理解をしてもらいたいと思います。

それで、他の産業につきましては、いろいろお話を伺いましたけれども、結局、介護事業者、介護労働者と比べて優先順位が低い、とうとい仕事ではない、切り捨ててもよい、そういうお答えだというふうに理解をさせてもらいたいと思います。それは、ほかの労働者に対して大変失礼であるとともに、やはり私は、ほかの労働者についてもしっかり配慮をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、次の論点に移りますけれども、これは第五条、介護報酬の加算を受けるためには、平均賃金が基準額以上である旨の認定を受ける必要があると。その事業所の平均賃金が基準額を大きく下回る事業所で働いている介護労働者の賃金はこれは上がらないということなんでしょうか。そうなりますと、むしろ、今回の措置によって格差がますます広がっていく、賃金が安い労働者の方々は切り捨てるといような結果になると思いますが、この点についてお答えください。

○園田（康）議員 お答えをさせていただきます。

先ほどの論点とも少し重なる場所はあるかもしれませんが、私ども民主党は、何もこの介護だけということをまず念頭に置いているということではありません。当然、先ほど井上委員からも御指摘があったように、介護従事者の方々、そういった方々の総合的な労働環境、そういったものもしっかりとやっていかなければいけない。その中で今回まずは、インセンティブを持たせた、賃金引き上げを念頭に置いた人材確保法というものを提出させていただいたというところでございます。

私どもが提出をさせていただいた趣旨説明の中でも、恐らくここに集われていらっしゃる委員の皆様方も、現状の認識というものは、介護は大変厳しいという同じ認識を持っていただいているものだというふうに思っておりますので、そんな中から、では、この介護保険制度全体を、しっかりとした制度を継続させていかなければいけない、そしてそれを幅広く進捗していかなければいけないという視点に立たせていただいたところでございますので、その点をまず御理解をちょうだいしたいというふうに思っております。

そして、その介護サービスを支える人材を確保できない状況ということは、やはり私どももここで見過ごしておくわけにはいかないのではないかと考えていたわけでございます。

したがって、まずは、今回のこの法案を提出させていただく際に、賃金の引き上げをもとに労働環境の改善というものもあわせてやっていかなければいけないということで、これを事業者の皆様方にインセンティブとして持たせていただいた。

その中で、今御指摘のあるように、第五条では、平均賃金、これは、事業の種類あるいは地域ごとによってその平均賃金をまず算出させていただきます。それで、それを上回る部分について加算の介護報酬という形を行ってはどうかということを提案させていただいているわけでありましてけれども、そこで、では平均賃金に至らないと

いったところはどされるのかという問題意識であったわけであります。そうすると、格差が広がっていくのではないか。

しかしながら、その平均賃金を上回ることがこの認定の必要最低限の要件という形になっておりますので、いわばサービス事業者の方々にとりましてはそれを上回るように努力がなされていくであろう。したがって、そういう目安を設けることによって、各事業者の方々が、介護福祉士あるいはホームヘルパー等の従業員の方々の賃金引き上げにつながっていく。そして、引き上げを行うということが、サービス事業者の方々にもいわば目標値としてインセンティブがかけられる。したがって、全部総合的に引き上げられるものではないかというふうに期待をさせていただいているところであります。

○井上（信）委員 ちょっと私が思いますのは、やはり現状の介護労働者の方々の本当に大変な窮状そして介護事業者の窮状、これを現場として全く理解されていないお答えのように思えますね。介護事業者の方々があたかも自助努力をしていない、だからインセンティブを与える、そういったようなお答えだったと思います。

事業者の方々も、大変な苦勞をされながら、何とかして労働者の方々に分配したいと思いつながら、しかしなかなか難しい、こういう窮状にあえいでいるわけです。ですから、そういった本当に困っているところに手を差し伸べないで、そっちは自助努力で、そしてある程度の給与を与えているところにはかさ上げをしましょう、これは私は本末転倒だと思います。そして、現場の本当の苦しみというものをわかっていない、机上の空論と言わざるを得ません。

さて、次の論点に移りたいと思います。

介護労働者の給与ということで、これは、現実的には事業者と労働者との間の個々の雇用契約で決められているわけでありますね。民主党さんの資料を拝見いたしますと、今回の措置によって労働者の賃金が平均二万円程度上がるというような見込みを発表されておりますけれども、しかし、それが本当に可能なのか。特に、介護労働者の平均賃金が基準となる介護労働者の平均賃金を既に上回っている事業者、そこに特に手を差し伸べるという話でしたけれども、今でも十分に賃金が支払われていて賃金が上昇する保証はないということで、他の用途に回ってしまう、こういった可能性もあるわけですね。ですから、ちょっとこのスキーム自体が実現不可能な、そんな案だというふうに思いますけれども、その点についてお答えいただきたいと思つます。

○菊田議員 井上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、ただ単に介護報酬を上乗せしただけでは労働者の賃金に直接結びつかないおそれがあると思つます。

そこで、本法案では、加算介護報酬を受け取った事業者は、毎事業年度終了後、当該事業年度に介護労働者に対して支払った賃金の認定事業所における平均額を算出し、都道府県知事または市区町村長に報告をしなければならないこととしております。そして、都道府県知事または市区町村長は、その平均額が認定基準額を下回っていると認める場合には、当該事業者に対してその理由の説明を求め、正当な理由がないと認めるときには、必要な措置をとるべき旨を勧告いたします。それに従わなかったときには、さらに認定の取り消しをすることができることとしております。こうした対応によりまして、労働者の賃金向上を達成できると考えております。

以上です。

○井上（信）委員 今の御説明ですと、本当に労働者の賃金が上がるのかどうか、非常に難しいと言わざるを得ないというふうに思つております。

それから最後に、財源の問題であります。

民主党の資料によりますと、今回の法案を実施するために必要な財源規模は九百億円ということでありまして、全額一般財源、国庫からの支出ということになっております。しかし、具体的にどういう根拠でどういう財源を国庫から充てていくかということについて、これを回答いただきたいというふうに思つます。

先般の趣旨説明の中でも、この法案におきましては、財源を全額国庫から支出しますので、介護保険料も自己負担もアップしません、こういったことを発言されておられます。確かに、自己負担や保険料というのは、国民にとってわかりやすい形で負担をお願いする形です。ですから、民主党として、国民にわかりやすい負担を押しつけない、そういう思いはわかります。しかしこれは、税金であろうと保険料であろうと自己負担であろう

と国民の負担であるということは同じですから、これを国庫の支出だから安心ですよという言い方は、やはりわかりやすい形での人気取りの法案と言わざるを得ないというふうに思っております。

本当に全額国庫支出であるならば、ではどのようにしてその財源を捻出するかということ、この点についてお答えいただきたいと思えます。

○茂木委員長 山井君、持ち時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○山井議員 井上議員、御質問ありがとうございます。

平成十九年度補正予算において見込んだ額に比べ、政府の介護給付費に関する国庫負担の額は、実績額が約九百億円、具体的には八百九十一億円、昨年度の介護給付費の国庫負担は余ったわけでありまして、そして、平成十八年度も四百九十七億円余ったわけでありまして。私たち民主党としましては、予算において見込んでおきながら実際には使われなかった費用等を活用すれば、本法律の施行のために必要な経費は確保することができると考えております。また、足りない場合には補正予算を組むべきだと考えております。

今回、この審議がおくれたことによりまして、七月一日スタートというふうにこの法案を修正させていただこうと思っておりますが、その場合、四分の三でありますから、六百七十五億円であります。

民主党が議員立法を出すと、いつも与党の議員の方は、財源、財源ということをおっしゃいます。ですから、昨年度、九百億円の介護給付費を、これだけ介護現場が厳しいのに厚労省は余らせてしまって、その九百億円は補正予算の中で、消えた年金の特別便対策や後期高齢者医療の自己負担の引き上げ凍結に使われているわけですね。やはり介護の給付費は当然介護職員の賃金引き上げに使われるべきだと思います。

最後になりますが、いろいろおっしゃる以上は、与党として対案を出してください。もちろん一〇〇%介護職員の賃金引き上げにつながるわけではございません。しかし、もしそこまでおっしゃるならば、どうすればこのお金の一〇〇%、九〇%が賃上げにつながるのか。その法案を民主党は半年議論して出しておるわけです。何も具体策を出さずに批判ばかりするというのは少し無責任ではないでしょうか。

○井上（信）委員 ありがとうございます。

財源については、予算から余剰分が出たということでありまして、それもいろいろな関係者の方々の大変な努力によって何とかそういう意味で歳出を抑えられたということでありまして、だからそこに財源があるだろうというのはちょっと乱暴な話だと思います。では余剰分が出なかったらどうするんですかという話になりますから、やはりそこはもうちょっと明確な財源を示していただかないと、無責任と言わざるを得ません。

私が思いますに、先ほど来申し上げておりますように、とにかく、この介護労働者の待遇改善という意味では、恐らく与党も野党も同じ思いは持っていると思うんですね。ですから、そういう意味で、いわゆるねじれ国会の中でもあることですから、やはりもうちょっと現実的な案を示していただいて、全く非現実的な案を示しておいて、我々は案を出した、おまえら代案がないじゃないかと言うのは、それはちょっと言い過ぎだというふうに私は思います。ですから、しっかり現実的な案を出していただいた上で協議をしていくというのがあるべき姿ではないかなというふうに思います。

どうもありがとうございました。

169-衆-厚生労働委員会-6号 平成20年4月11日

○松本（洋）委員 自由民主党の松本洋平でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、井上委員に続きまして、内閣提出の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案、そして、民主党提出の介護労働者の人材確保に関する特別措置法案ということでございまして、この両案に関しまして質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、井上委員から総括的な御質問があったと思えますので、もう少しブレークダウンして、いろいろとお伺いをしていきたいなと思っております。

それに先立ちまして、まずは、あのコムスンの問題等々介護をめぐるさまざまな問題によりまして、介護という、自身の将来、老後を託す制度に大変な不安が走ったというのは大変大きな問題だというふうに理解をしております。それを受けまして、政府といたしまして今回法案を提出し、いわば、制度の欠陥みたいなものもあったというのが恐らく政府の認識ではないかと思えます。そうした中におきまして、こうした対応というものをしたことを私は評価したいと思えます。ぜひ早急に法案を成立させまして、こうした不安が今後二度と起きないように、国民の皆さんに老後を安心してもらえるようにしていかなければならないと思っております。

介護報酬の不正請求事件、処分逃れ、こうしたことが二度と起きないように、そして、介護というものに対する国民の信頼というものがしっかりと高まって、老後の生活が安心して送れるようなそうした対策というものをぜひとも早くしていただきたいと思えます。

そういう意味での法案の成立を、まず冒頭ではありますけれども、早急に望みますことを私から申し上げさせていただきます。

早速質問に移らせていただくわけでございますけれども、井上議員が、ちょうちょうはっしといえますか、民主党さんとやり合っておられましたので、民主党さんにいろいろと質問をさせていただきたいと思えます。

今回、上乘せの報酬ということでございまして、これはすべて国庫から負担をしますということでございまして。そうしますと、基本的には、いわば暗黙のルールじゃないですけども、社会保険のルールとも言える、いわゆる五割の公費というところを超えるというような結果になるかと思えます。

しかしながら、これが本当にいいのかどうかという話は私はあると思っております、当然、今社会保障というのは何が原因で起きているかといえば、やはり一つ大きな要因というのは、少子高齢化社会への進展だと思っております。今確かに厳しい現状があるのは事実でございますけれども、しかしながら、これから時が経るにつれて、もっともっと社会の状況、財政、そして社会保障を取り巻く給付と負担のバランスというものは厳しい状況がやってくるのはもう目に見えている、そういう状況なわけでございます。

そういうときに私が思うのは、やはりしっかりとしたルール、原則、枠組みというものをしっかりとつくって、そして、負担する側もサービスを受ける側も持続的にサービスを受けられるような制度設計というものが私は大変重要ではないかと思っております。

しかしながら、今回の民主党さん提出の法案というのを見てみますと、実際には、この介護の問題にしましては、そのルールを超えていくというような現実があるわけでございますし、そういう話になってくると、今度、給付と負担の関係というのをでは一体どういうふうに整理をしていくんだという不透明さというものは私が出てくると思えますし、それが本当に国民の理解を得ることにつながっていくのかなというようなことも懸念がされるわけでございます。

そうしたことにしましての御見解をお伺いしたいと思えます。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○山井議員 松本議員、御質問ありがとうございます。

私も、松本議員の質問の趣旨に半分は賛同するところが本当でございます。実は、民主党の中でこの法案を半年間議論する中でも、今松本議員が御指摘になったような論点が大きなポイントとなっております。

介護保険の原則というのは、公費、保険料、五対五なわけでありまして、九百億円といえ、それを入れるということは、その基本的な原則を変えることになるわけですね。

しかし、一方では、与党の議員の方々に御理解いただきたいと思えますが、本当に今、この介護の現場はもう介護崩壊ともいうべき状況になりつつあります。介護の養成学校で生徒が集まらない、また、介護の養成学校でもう学校が閉鎖されたりクラスが閉鎖されている、老人ホームが求人をして人もほとんど集まらない。そういう中で、これは介護職員の方々だけではなく、日本人の老後の危機なんです。介護の社会化をうたった介護保険の理念はすばらしい。しかし、足元からその人材がなくなっていく。そういう意味では、私たちはこれは国家的危機、緊急事態だと思っております。そして、そういう中で、昨年秋から十五万人もの署名が、介護職員の賃金を引き上げてほしいという切なる署名が集まってまいりました。

ですから、松本議員の御質問にお答えするとすれば、この法案は、御指摘のように、短期間、ルールを逸脱する

という法案でありますから、特別措置法として期限を区切っておりまして、民主党として、根本的な、やはり介護の職員の待遇が維持できるような、そういう民主党の抜本改正の法案を今用意しております。それで抜本改正が行われるまでの間、五対五のルールを破ってでもやらないとだめだと。これは待ったなしだと思います。来年の四月までは待てません。

昨日も介護事業者の話を書きましたが、非常にやりがいのある、心優しい職員がホームヘルプの仕事を去っていった。なぜかという、今度結婚します、でも、介護職の仕事では生計が成り立たないんです、この仕事自体は大好きで、お年寄りが大好きだ、しかし、この賃金ではやっていけないと言ってそういう有為な人材が、きょう、あした、一日一日消えていっているんです。医療崩壊を見てもらってもわかりますように、人材は一度去っていくと、後で幾ら賃上げしてももう戻ってはまいりません。医師不足、医療崩壊のような取り返しのつかない状況になる前に緊急に賃金を上げるべきだ、それが民主党の政治判断でございます。

以上です。

○松本（洋）委員 ありがとうございます。

介護現場が置かれている大変厳しい状況というのは私もさまざまな場で耳にするわけでございまして、理解をするところでございます。

井上委員もおっしゃっていましたが、私もやはりこの問題というのは、しっかりと対応していかなければならないと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、給付と負担のバランスというものをしっかりと考えてやっていかない限りにおいて、やはり持続可能な制度にはならないと思っております。

先ほど、短期というようにお話がございました。後で質問をさせていただこうとも思っておりますけれども、しかしながら、では、暫定措置というんですか、それがいつまで続くのかということも正直不明確な部分というのものもあるわけでございます。

また、先ほど、井上委員の質問に対しまして、財源は、結局予算が九百億余ったんだから、それを充てれば良いというようなお話があったわけでございましたけれども、今も申し上げましたように、結局、これは単年度で終わる仕組みというわけではもちろんないわけですよ。いつになるかはわからないけれども、これからも続いていくというようなそういう議論なわけですから、そういう意味におきましては、当然、国民の税金そして保険料というものを使わせていただく話でございますから、もちろんそのところは、そういう感情的にしっかりと対応していかなければならない部分と、制度として、労働者を守っていくためにもしっかりと財源を確保して、これからも見込みを立ててやっていく制度を設計し運用していくということが私は大変重要なことではないかと思っております。

今もちょっとお話をさせていただきましたが、この法案の廃止時期、附則の第二条に書いてございますけれども、介護を担うすぐれた人材の確保に支障がなくなるまでというふうに書いてあるわけでございます。これが正直よくわからないわけでございまして、暫定暫定と言うからには、やはり出口はある程度見えているんだろうと私は思っております。

具体的に、この介護を担うすぐれた人材の確保に支障がなくなるまでというのはどういうことなのか、教えていただきたいと思っております。

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕

○松本（洋）委員 ありがとうございます。

そうすると、今度、介護労働者当たり約二万円という数字がひとり歩きをしているわけでございますけれども、では、この二万円というものは時給に直すとどういう形で配分がなされるのでしょうか。

○山井議員 松本委員、御質問ありがとうございます。

まず、この九百億円というのは、介護報酬を三%上げる、そして全国で常勤換算で七、八十万の常勤職員がいる、それで約半数の介護事業者がこの認定事業所になれる、そういう平均額を基準として考えております。それで、千八百億の半分で九百億円、そして七月一日からスタートするとその四分の三ですから、六百七十五億円と

いうことを考えております。

これに関しては月収として考えておりますので、時給については計算はしておりません。全額回せば月収で二万円程度アップする、そういう法案でございます。

○松本（洋）委員 今お話を聞いたんですけれども、正直、よくわかりませんでした。

どうもこの二万円という数字がひとり歩きをしております、先ほど井上委員の質問にもありましたけれども、そもそも、介護報酬としてそういうものが加算されたとしても、それが本当にしっかりと介護労働者のところに回るのかという話もありますけれども、そういう意味では、一人当たり二万円という数字の根拠も、私はどうもちょっとまゆつばものなのかなと思うような部分があることを指摘させていただきたいと思います。

また、先ほど、基準額以上である者に関してしか加算報酬が払われないということでございまして、基準を下回った場合には残念ながらそうならない、しかしながら、これが報酬アップのためのインセンティブにつながるんですというような御答弁があったかと思いますが、私、実はその答弁を聞いて、余りよく理解ができませんでした。

先ほど来話が出ているように、介護労働者も大変な思いをしているわけでございますけれども、かといって、では事業者が、何か懐にぼんぼんぼんぼんお金を入れて豊かな生活をしているかということ、そういうわけではなくて、当然、事業者も大変厳しい中で、切り詰め、切り詰めやっているのが現状だと私は思っております。特に小規模な事業者ほどそういう傾向は大変強いのではないかと思っております。

そういう中において、基準額を下回っているからといって加算をしなければどうなるかということ、それは、では業務をもっともっと切り詰めて、切り詰めてやるというインセンティブが本当に働くのかといえば、私は疑問だと思っております。

そうではなくて、やはりしっかりと、労働者に対してもその報酬というものがきちんと行き渡るような仕組みをつくと同時に、事業も円滑にしっかりと行えるような両建てがなければ、この法案というものは実効性を持たない、逆に、だからこそ格差を拡大してしまうおそれがあるんじゃないかというのが私自身は大変懸念をしているところでございます。その点に関しまして、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○山井議員 松本議員、御質問ありがとうございます。

まず最初にお答えしますが、最初に言いましたように、六兆円の介護保険、そして三%介護報酬をアップする、それでほぼ千八百億円、その半数の事業所ということで九百億円、そしてそれを約七、八十万人の常勤換算の介護職員で割ると月給として二万円上がるということで、計算は極めてクリアでございます。

そして、今、半数の認定事業所の介護報酬を緊急に三%アップするということは、逆に言えば半数が切り捨てられるということで、そこにとっては冷たいのではないかという御質問の趣旨だと思います。

そして、このことは、我が党でも半年以上にわたって、この法案を議論するときに大きな論点となりました。しかし、まず一つには、労働者にとっては、介護報酬がアップしない認定事業所であっても、当然、介護職員の相場が上がっていきます。相場が上がれば、五〇%の認定事業所以外の介護労働者の賃金も上がります。これが一つです。

それと、報酬が上がらないとつぶれちゃうんじゃないかというような、そういう議論もございます。

そのことも議論しましたが、松本議員、そして与党の皆さん、ぜひ御理解いただきたいのは、この法案の趣旨は介護職員の賃金を引き上げる法案なんです。ということは、介護職員の賃金が低い、あるいは引き上げない事業所にとっては苦しい面がある。これは、ある意味で、私たちは法案の趣旨としてはやむを得ない、当然だというふうに思っております。

逆に言えば、介護職員の賃金を上げない、低いところにとっても、やすい法案にすれば永遠にインセンティブは働きません。ですから、そういう意味では、私たちはこの法案は賃金引き上げが必要だということで、これによってトータルの底上げになると思っております。

加えまして、もう一つ申し上げますと、もう終わりますが、いろいろ問題点を指摘してござっておりますが、そういう議論を経て、私たちは、もう介護職員の待遇改善は待ったなしだ、来年四月まで待てない、十五万人の署名も来ているということで、責任を持ってこの法案を出しているわけです。問題点を指摘されるのも結構ですが、

ぜひ与党としても具体的な案を出していただきたいと思います。

以上です。

○松本（洋）委員 ありがとうございます。

先ほど、提出者の答弁の中に、これがインセンティブになるからいいんだというような答弁があったんですけども、それは私はインセンティブにはならず、逆に格差の拡大につながってしまうのではないですかという趣旨の質問をさせていただきましたし、ちょっと話も出ていましたけれども、私がこの法案を見たときに、どういう事象が起きるのかというのを考えると、当然、経営が大変厳しくて、労働者の方にも負担を強いているような中小の事業所から、大手の、どちらかという労働分配率を高く上げられるような事業所に対して、雪崩を打って人がどんどんどんどん移ってしまうような、それを促進する制度になるんじゃないのかなというのが私自身の正直な感想でございました。

先ほど、インセンティブ、インセンティブという話がありましたけれども、この法案が与えるインセンティブというのは、事業者に対して与えるインセンティブというよりは、そういうふうに、どちらかという一極集中をどんどんどんどんやっていく、それで中小の事業者が大変苦しむ、そういうインセンティブづけになるというふうに、法案の中身を見させていただいて私は感じたわけでございます。これはもう私の意見でございますので答弁は結構でございます。その点を御指摘させていただきたいと思います。

また、今、平均見込み額という話がございました。では、この平均見込み額というのを、これまたどういうふうに算定するのかというのでも詳しく見ていかなければならないと思っております。こんなことは本来あってはいけないんですけども、例えば、それこそ、では働いている親族だけが何か給料がぼっと上がってしまって、結果として、そういう一部が上がってしまったことによって全体の平均額が上がって、そこはよくなりましたんということがあるてはいけないと思っております。

そういう意味におきましては、二万円というものがしっかりと労働者に行き渡るような仕組みもつくらなければならないのと同時に、その平均額というものがしっかりと労働者の基準に合った、適正に設定されるようにどうやって担保措置をとっていくのかということも、私たちはしっかりと考えていかなければならないと思います。その点に関しまして教えていただきたいと思っております。

○園田（康）議員 ありがとうございます。

先ほど、インセンティブというものが逆の意味でのインセンティブになってしまうのではないかと、一極集中になってしまうのではないかと御指摘もあわせて、その平均見込み額はどのように算定していくのかということの御指摘をいただいたというふうに思っております。

まず、認定事業所の見込みというものでは、私どもは約半数を見込んでいるというふうに先ほども申し上げましたけれども、すなわち、その地域における、あるいはサービス事業ごとによって、その種類を仕分けさせていただいた上でその平均額を求めていくということでございますので、それぞれのまたさらに内容が細かく分かれていった平均額を求めていくという形になっていくものであります。

そこで、その見込み額についての、いわば一部の者だけ引き上がってしまうのではないかとということでありますけれども、いわばその事業形態を平均して、その地域において平均をさせていただきますので、一部だけ引き上がってそれに合わせていくんだということではなくて、その地域の事業形態、それに平均賃金を割り出していくということですので、一部だけ引き上がるということには当たらないのではないかとこのように思っています。

○松本（洋）委員 済みません、私の質問の趣旨は、事業所ごとに平均賃金というのを出すわけですね、それが認定基準に達しているか達していないかで加算するか加算しないかを定めるわけですね、その事業所の平均という観点で、それをちゃんと介護労働者の基準というものが適正に平均がとられるような仕組みをどういうふうに担保するんですかということを質問させていただいたつもりですので、お答えいただければと思います。

○園田（康）議員 失礼いたしました。

もちろん、その事業所における平均見込み額をしっかりとやっていかなければいけませんので、その点は、その事業所の、毎年毎年都道府県においてそれを報告、届け出をしていただくということですので、まずそ



こできちっと監査といいますか、見ることができる。したがって、不当にこれまた引き上げるような形の事業形態がとられるということであるならば、そこで指導監督が行われるというふうになると思っています。そこで担保されると思っています。

○松本（洋）委員 ありがとうございます。

おっしゃることはよくわかるんですが、もし仮にそれを本当にやろうとすると、国、都道府県、そして各地方自治体というのは、恐らく、かなりきめ細かくそういうものをしっかりと見ていかないと、実態というものは把握することができないという状況になってくるんだろうと思います。

そういう意味におきましては、一般的に上乘せのところばかりが財源として注目されがちですけれども、では、実際にそういう自治体の体制整備というのを行わなくていいのかなというのを私自身は思います。そのあたりの自治体としての管理監督機能をどういうふうに強化していくのかということも、もし御検討なされていれば教えていただきたいと思っています。

○山井議員 松本議員にお答えします。

松本議員のおっしゃる趣旨はよくわかります。いかに限られた財源、国民の皆様方から九百億円をもらう以上は、それが本当に一番困っている現場の介護職員の賃金引き上げにつながらないと、これは意味がないわけでございます。そういう意味では、都道府県あるいは市町村による監督指導、そういうものというのは、非常にこの法案の中でも重要であると思っております。ですから、そこについてはきっちり、当然運用の中でやっていかねばならないと思っております。

それで、このことを法案の作成の過程で議論しましたが、例えば、介護報酬を単に引き上げても人件費に行くかどうかもわからない、賃金引き上げの努力をしていないところと賃金引き上げの努力をしているところと同じお金をばらまくのはそれこそ問題ではないか、そういう議論の中で、半数の平均賃金が高いところにお金を出すという仕組みを考えました。

もちろん、この仕組みで完璧だとは思っておりません。だからこそ、そういう御質問をしていただくのはありがたいんですが、ではどうすればこの介護職員の賃金を引き上げる、限られた財源で一番の効果を上げるためにどうしたらいいのかということ、民主党も案を出しましたから、与党も至急案を出していただきたいんですよ。もちろん私たちの案も百点ではありませんから、例えば修正が必要でありましたら修正にも応じますし……

○茂木委員長 山井君に申し上げます。

今、民主党の方も法案の提出者であります。内閣並びに提出している方は、この委員会において審議をお願いする立場でありますから、そのことを踏まえて、きちんと真摯に質問に対してお答えください。

○山井議員 ですから、対案をぜひ出していただきたいと思っております。

以上です。

169-衆-厚生労働委員会-6号 平成20年4月11日

○福島委員 介護労働者の非常に厳しい状況をどうにかしたい、これは、与党も、そしてまた先ほど来民主党の提出者の方からも、繰り返し御指摘があります。その点については全く同感でありますし、そしてまた、少しでもその処遇を改善するためには与野党を通じて努力をしなきゃいかぬ、そのように私は思っております。

ただ、問題としては、民主党のお出しになった法案で、果たしてそれがうまく機能するのかなど。そしてまた、財源を確保するという観点から、これが果たして安定した事業になり得るのかなど。そしてまた、その将来像はどうか。こういったことについては、提出者として明確にやはり御説明いただく必要があるというふうに私は思います。はっきり申し上げますが、対案を出しなさいというのは答弁ではありません。説明ではありません。

与党としては、今まで私どもも厚生労働委員会で質疑をしてみました。例えば、すぐにできることは、介護労働現場における事務作業の軽減は、早くやらなきゃいけない。そしてまた、一番の根本は介護報酬の問題であ

りますから、来年度の介護報酬の改定に向かって、ぜひその引き上げを図るために、具体的な、経営実態の調査等々をしっかりと進める、こういう方向は大臣から明確に示されているというふうに私は思うわけであります。

そういう意味では、与党が何もしていない、こういう響きがあるわけでありますけれども、それは全く違うというふうに申し上げておきたいと私は思っております。この点について、何か異論はありますか、よろしいですか。

○山井議員 福島議員、御質問ありがとうございます。

来年四月に介護報酬を引き上げるかどうか、これは恐らく年末ぐらいに議論をするのであろうと思っております。そのことの担保は、今、この厚生労働委員会では、するのはなかなか難しいと思っております。

こういうねじれ国会であります、やはり早急に介護報酬を引き上げて賃金引き上げをやらないと、医療崩壊に続いてまさに介護崩壊になってしまう、そういう危機感のもと、私たちは今回の法案を一月に出させていただきました。四月一日施行の予定でありましたが、審議が遅くなってもう四月になりましたので、これを七月一日から施行にさせていただこうと思っております。

もちろん、福島先生もこの介護分野については非常に熱心でありますし、公明党も非常に熱心でありますし、そういう取り組みを与党の方々もされておられること、私はその思いというのは共有をしているつもりであります。しかしやはり、具体的に、賃金を引き上げる、その意思を早急にこの通常国会の中で党派を超えて国会が示す、そのことが今の介護現場のこの危機的な状況を救うために非常に重要だと私は思っております。

そういう意味では、私は、この問題、介護職員の待遇改善、賃金引き上げというのは、本当にある意味で党派を超えた問題であるというふうに思っております。

以上でございます。

○福島委員 その点は私も山井先生と全く同感で、国会としてこの国会において介護労働者の処遇の改善のための意思を明確に示すべきだ、そしてまた二十一年度の予算編成にしっかり結びつける必要があるというふうに私は思っております。

その上で、ただ、民主党の法案にはやはりいろいろと指摘しなきゃいかぬところが多々あります。ただ、今までいろいろと質疑されてきましたので重複は避けたいと思っておりますけれども、一つは、いつまでやるのかな、こういう話であります。

これは、今までの説明を聞いておまして、財源をどうするんだという話と結びついているわけですね。当面、九百億であると。それは、先ほどの御説明ですと、昨年の予算で剰余金が出ました、それでいいんじゃないですか、こういう話ですけれども、ずっと続けるのであれば、剰余金が出る時もあれば出ない時も当然あります。剰余金を使うという考え方そのものが、私は、予算制度からいうと間違っているということを言っておかなきゃいけないんだけれども、周りの人が聞いていると何で回せないんだと思ってしまうからあえて言うんですけれども、足りないこともあり得るわけですよ。安定した財源にはならないです、どっちにしても。この点、どう考えるんでしょうか。

○園田（康）議員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今回のこの法案そのものは、あくまでも特別措置法であります。したがって、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、これが持続でいく制度である、制度設計を立てたということでは、まずないということでもあります。

したがって、この法案の附則の第二条でも私ども書かせていただいておりますけれども、先ほどの松本委員からの御指摘にもあるように、「介護を担う優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとする。」と。その前段で、今の介護保険制度について抜本的な見直しが行われる、それが大前提になるわけでございますので、当然ながら、一刻も早くこの介護保険制度全体の見直し、あるいは社会保障制度全体の見直しというものを、精力的に私どもは国会の責任で行わなければいけないというふうに思っております次第でございます。

○茂木委員長 剰余金を使うという考え方はおかしいんじゃないかという質問に対して。

○園田（康）議員 したがって、すなわち、では財源はどこで持ってくるんですかということでお話があったので、私どもは、まず、さまざまところから省内のお金というものを見直さなければいけないというふうに

思っております。

その中で、介護保険制度についての給付、予算額とその実績についての額を調べましたところ、まずは余剰金があった。したがって、この余剰金というものを充てるということは、緊急避難的に単年度で行うということは可能ではないかということをお願いさせていただいたわけでありまして、これをずっと持続可能なものとしてやっていくということは考えておりません。

○福島委員 ただ、少なくとも抜本改革をしなければいけません。それまでの間だということであれば、これは単に単年度だけの話では僕はないと。聞いている人もそう思いますよ。抜本改革をいつやるのかね、こういう話になるわけですからね。そもそも抜本改革とは何だねという話だと思います。

これはもう少し議論をさせていただきたいんですが、政府の推計でも、介護の給付費というのは七兆円から十七兆円、二五年度までの間に十兆円ふえる、こう推計されている。これが多いか少ないかという議論はあるかもしれない。

でも、十兆円といいますと、公費が五兆円、保険料が五兆円。これだけふえるものをどう賄うのか、こういう話が必ず出てくるわけです。そしてまた、今回の介護労働者の処遇の悪化ということは、やはり介護報酬を引き下げた、このことが影響している。これは認めざるを得ないだろうと私は思います。

そのためには、できるだけ、どう財源を確保するのか。ただ、なぜ引き下げたかということはこれはきちっと言っておかなきゃいけませんけれども、保険料とやはりそれは裏腹の関係だ、保険料をどこまで上げることができるのか、こういうことで、やはりセットで考えなきゃいけないわけですね。

となると、さらにこれからふえていく。保険料だけでも、二〇二五年までには五兆円ふやさなきゃいけない。果たしてこれが本当に負担していただけるのか。これは私も疑問なしとしないし、何らかの考えが必要じゃないかと。

抜本改革というのは、山井先生も昔から、被保険者の範囲を拡大すべきだということを経験していろいろな形で申しておられますけれども、そういうことを意味すると理解してよろしいのでしょうか。

○山井議員 福島委員、御質問ありがとうございます。

抜本改革は、今おっしゃった年齢拡大ということを経験していません。

今、党内で議論をしておりますが、先ほど園田議員からも答弁がありましたように、やはり今の構造では介護職員の賃金になかなかお金が行きづらい。やはり制度を持続するためには、現場で働いている介護職員の方々が安定して働き続けられる、そういう制度にせねばならないと思っております。

そしてそのことは、私たちは今、山田議員の指示のもと、抜本改革の政策、法案もつくっておりますし、政権交代した暁にはそういうことを実現したいと思っておりますが、ただ、そういう大きな議論も見据えながらも、とはいえ、目先で困っている介護現場がある、来年四月まで待てない。去る一月二十二日にも公明党の太田代表が、代表質問で福田総理に対して、介護職員の待遇改善が必要だということで、来年四月の介護報酬の引き上げを要望されました。私は、本当にさすが公明党だなというふうに思いました。

しかし、来年四月までは待てない、かつ、介護報酬が単純に上がるだけでは、それこそ、今、井上議員、松本議員からも御指摘があったように、それで人件費が上がる担保もないし、また、一円上がって十円上がっても仕方ない。そういうことで、緊急措置として今回の法案を出させていただいたわけです。

ですから、福島議員御指摘の、二年後、三年後、ずっとはどうなるのか。もちろん、その議論も並行して行いながらも、党派を超えた国会の責務として早急にやらねばならないのではないかと、そういう思いで、十五万人もの要望の署名を参考にしながら、こういう法案をつくらせていただきました。

○福島委員 たくさんの署名がある、私も現場で多くの声を聞いております。ぜひとも来年の介護報酬の引き上げを実現しなければいけませんというふうに思っています。

ただ、今お聞きしたのは、抜本改革をされるというふうに御発言でしたので、それは一体何なんだろうかと。抜本と言うからには、介護労働者の方々が、本当に優秀な人が安心して働ける、そのためには財源が必要です。介護給付費を拡大する必要があります。そうでなければ実現できません。ですから、そのところの議論を民主党としてこう考えるというのであれば、ぜひお話ししたかったです。

もう一つ民主党の皆さんに申し上げたいのは、年金の全額税方式化と言っていますが、仮に消費税を充てたとしても、なかなかこれは容易なことではありません。今、各メディアが社会保障改革について議論しておりますけれども、年金にそれだけ税金を充てたら、医療や介護に回る分というのは本当になくなるんじゃないかということが言われているわけです。本当に介護労働者の処遇を改善して、安定した優秀な人が集まるようにしようと思えば、年金だけに全部税金を使うんだ、こういう議論は私はもう少し考えた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、山井先生、お聞きしてよろしいでしょうか。

○山井議員 福島議員、御質問ありがとうございます。

そういうしっかりとした抜本改革の議論、もちろんしていかなければならないと思います。その抜本改革の中でどういう議論をしているのか、党としてもまだ確定的なことはもちろん決まっておきませんので言えませんが、例えばどういう議論をしているかという、五対五の保険料と公費というものを、公費をもう少し上げるべきではないか、そうしないと介護保険料も自己負担もアップする、そういう議論もしておりますが、まだこれは議論の途中でございます。

確かに、ある意味であさっての議論というんですか、そういうあさっての議論というのももちろん大事であります。しかし、今、急務として、きょう、あす、お年寄りを愛する多くの本当に優しい介護職員が介護現場を去っている、あるいは、私の知り合いの福祉の大学あるいは養成学校の先生方も、もう幾ら福祉を教えたって半分以上の生徒が福祉現場には行きません、そういう危機的な状況をやはり福島先生も聞いておられると思います。

私は、介護職員というのは宝物だと思います。そういう老後の安心を守る宝を失わないためには、来年四月では遅過ぎる、やはりこの通常国会の最中にそのことをこの法案の可決なりの形できっちりと示すべきだ、先送りは許されないと考えております。